

法 医 学

岩瀬 博太郎

法医学教室の紹介

1) 法医学教室の歩み

本学における法医学の講義は、明治・大正期においては、学内の眼科等の他講座の教授が講義をするか、学外の法医学講座の講師を招聘して実施されてきた。本教室が、独立した講座として運営されるようになったのは、昭和3年に加賀谷勇之助が千葉医科大学教授に就任して以降である。その後、宮内義之介（昭和35年～）、木村康（昭和46年～）、木内政寛（平成3年～）、岩瀬博太郎（平成15年～）が教授を歴任し現在に至っている。

以下、木村教授以降の歩みを紹介する。

昭和46年8月に木村康教授が第三代専任教授として就任された。当時の教室員は上山滋太郎助教授、津金澤督雄講師、那須武助手であり、翌年佐藤彌生助手が入室した。その後上山滋太郎助教授は昭和49年9月に独協医科大学の法医学教授として就任され、また昭和49年4月には津金澤督雄講師は金沢医科大学、昭和55年9月には鹿児島大学の法医学教授に就任された。昭和48年1月には木内政寛助手が入室し、同年8月から2年間カリフォルニア大学に組織適合性の研究で留学された。その後木澤功助手が入室され、当時の教室員は木内政寛講師、木澤功助手、佐藤彌生助手、毛利友次研究生、井出勝康研究生であったが、木村教授の就任当時大学院学生として洪恩超氏が入室し、胎盤抗原についての研究に従事し、胎盤の特異的な性質を抗原の上から究明した。木澤助手の退任後、河内洋助手が任用された。木村教授時代の主な研究課題はHLA系抗原の法医学的応用と線溶因子であるアクチベータの究明であった。木村教授は「交通医学に関する諸問題」（分担）、「血痕鑑定」、「小児思春期婦人科学」（分担）、「スキャンダルの科学史」（分担）、「日本の刑事裁判」（分担）、「死体からのメッセージ」等の著書も多く、研究面においては「酸性フォスファターゼ法による精液の証明」、「植物性フルスマントラウマについて」、「白血球の型別について」等の抗原に関する研究、「損傷と凶器」、「Verformung des Mittelhirns im Horizontalschnitt」等の交通事故に関する研究、

「HLA系の親子鑑定について」「血痕からのHLAタイプングに関する基礎的研究」等のHLA系抗原についての研究、纖維素溶解現象の研究等の業績を残された。また木村教授時代に関与した司法解剖は数千件に及び、「弘前大教授夫人殺し事件」「免田事件」等の多くの冤罪事件の再鑑定でも活躍された。

木内政寛助手は、昭和51年3月に講師、54年12月に助教授を歴任し、平成3年には木村康教授の後任として、第四代教授に就任された。当時の教室員は、佐藤彌生助手、大門伝弘技官、福本佳夫技官であり、同年10月に黒崎久仁彦助手が入室した。黒崎助手は、平成5年4月に講師に昇任し、平成11年7月には東京医科大学法医学教室助教授、平成16年4月には東邦大学法医学教室の教授に就任した。大門技官は平成9年3月に、福本技官は平成17年7月に退職し、大塚桂技官が平成9年4月に入室した。

木内教授の在任中においては、大学院学生として茂谷久子氏、早川睦氏、中島透氏（形成外科入局）、矢島大介氏、研究生として村澤利延氏が在籍した。平成9年4月には茂谷久子氏、平成12年4月には早川睦氏が、それぞれ助手に任用された。木内教授は、「HLA型の法医学的応用」「DNA多型に基づく個人識別」「重症筋損傷時における腎組織の免疫組織学的検討」などの研究に従事し、これらの研究成果は社会医学の発展に寄与した。木内教授時代に関与した司法解剖は約1700件であり、安全で秩序ある社会作りに貢献した。

平成15年には、岩瀬博太郎教授が第五代教授に就任した。その後早川氏は、平成16年8月に講師に昇任し、矢島氏は平成19年4月に特任助手に任用され、現在に至っている。

2) 法医学教室に求められること

法医学の学問領域は幅広い。法医解剖や薬物検査等の方法を駆使して死因を判定したり、歯科検査、DNA検査等から個人識別を行う応用法医学の側面が広く一般に知られるが、その他に、こうした応用法医学で活用される、病態に関する基礎的知見の検証や、鑑定技術の開発を目的とした実験法医学という領域もあれば、家庭内暴力や強姦事件等の被害者

第2章 医学研究院・医学部、附属病院の歩み

や、犯人に残された傷痕等を鑑定するなど、生体の鑑定を実施する臨床法医学と呼ばれる領域等がある。草創期の先人たちは、各法医学領域の発展に大変な努力をしてきた。例えば、明治期にはじまった日本の法医解剖による鑑定は、当初は司法省において実施されていたものが、先人たちの努力により、より公平かつ公正に実施されるべく大学で実施されるようになったものである。法医鑑定においては、十分な検査が実施され、大事件の解決に応用法医学が役立ってきたことは周知の事実である。一方、昭和初期においては、血液型研究により、実験法医学の面で世界の先端を走っていた時代があり、法医学はその後の免疫学の発祥に寄与してきた。

しかしながら、その後、日本の法医学が健全に発展してきたとは言い難い。特に、平成時代は、法医学にとっては厳冬の時代といえるなか、先人たちの努力により、講座が維持されてきた。当時、法医解剖とその後に実施される各検査は、大学の研究・教育を目的に実施されるとの位置づけから、無料ボランティアに近い状況で実施されてきた。そのため、解剖後に実施される諸検査は限定的となり、解剖で使用される消耗品の購入さえままならない状況に陥った。しかも、近年の変死体数の増加に伴い、法医解剖数は年々増加し、さらには、平成16年の国立大学法人化によって、人員及び経費の節減がなされたことが、拍車をかけたといえる。

このような中、国立大学法人化前後の、当教室の活動は、政府の施策に影響を与えたといえる。平成16年には、日本における検視・検案の実情を明らかにすべく、当教室で移動式CT車を用い、変死事例で実験的に画像診断を実施する研究を行った。これ



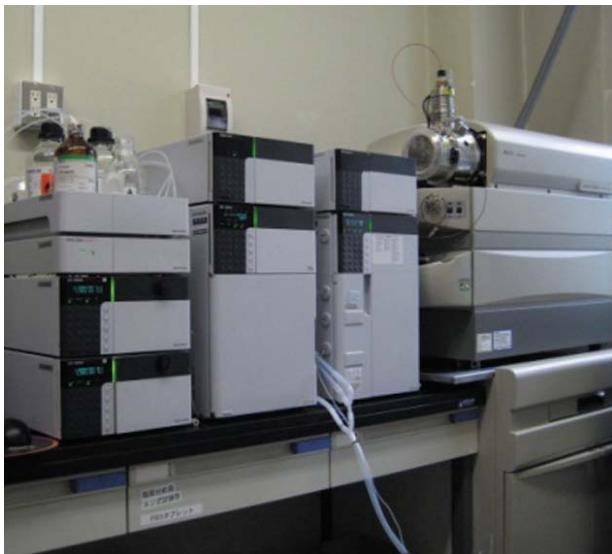
平成18年に解剖室脇に設置された、中古の移動式CT。排ガス規制のため、廃車となり実際に移動することはできなかった。平成21年11月に撤去。

により、従来の検視・検案の方法では死因の誤判定が発生し、犯罪や事故の見逃しが発生しうることを指摘した。これを契機に日本における死因究明制度の不備が、新聞報道等を通じ国民に広く知られるようになった。以前より日本法医学会が死因究明制度の拡充を訴えてきたことも相俟って、政府としても、死因究明制度の改善に着手するようになり、平成18年からは司法解剖に伴って実施される諸検査について国が予算化をするようになった。

この予算化に伴い、当教室の検査機器も様変わりしつつある。平成18年には、中古の車載式CT車(廃車)と組織検査用の自動包埋機が導入され、全司法解剖例で、解剖前CTと病理組織検査が実施可能になった。平成20年からは生化学分析装置が導入され、法医鑑定において血液・尿生化学検査が実施可能になり、さらに、平成21年には、全自动化学発光酵素免疫測定システム及び、タンデム質量分析器付き高速液体クロマトグラフ装置(LC/MS/MS)が導入され、遺体のウィルス検査と薬物スクリーニング検査が実施可能となっている。また同年には、法医解剖室横に16列のマルチスライスCTの導入が果たされた他、解剖室2階に存在していた保管庫を改装し、第2解剖室が設置された。このように、平成18年の予算化以降は、ある程度、設備の充実化がなさるようになった。しかしながら、現在の経費では、MRI室の設置や、新解剖棟の設置等、大型施設の拡充ができるないなどの欠点があるほか、執刀医や技術職員の確保ができないといった人材面の問題が依然残されている。法医解剖や薬物検査等の諸検査が、諸外国のレベルにまで追いつき、国民の安全・安心に真に資することができるようになるには、草



解剖室の隣に設置されたCT室(平成21年3月～)



薬物スクリーニング検査のために導入されたLC/MS/MS装置
(平成21年9月～)

創期の先人たちの努力を忘ることなく、今後も、学術研究や実務を通し、行政等にも積極的に働きかけていくなど、さらなる努力が必要とされている。

3) 法医学教室の業務

現在千葉大学法医学教室で実施される業務の主たることは、犯罪の可能性が否定できない遺体について実施される司法解剖と、警察が犯罪性なしと判断した事例（行政検視事例）において実施される解剖（承諾解剖）及び死後CT検査である。平成21年中は、司法解剖220体が実施され、その全例で鑑定書が作成されたほか、行政解剖2体、行政検視事例の死後CT検査27体が実施された。

司法解剖は当教室の草創期より実施されており、平成22年2月には、当教室で実施された司法解剖の総数が7000体に到達している。一方承諾解剖は、平成9年より、千葉県健康福祉部医療整備課が中心となり、千葉大学法医学教室と病理学教室に所属する解剖医の協力の下、千葉県救急医療センターの病理解剖室で実施してきた（年に数体からおよそ20体程度）。この承諾解剖は、各教室の医師が個人的に非常勤として参加することとされ、各人が曜日を決めて日程を空け、実施してきたものであったが、解剖が入る日は不規則であり、解剖がなければ、人件費が支払われないうえ、解剖がある場合は、教室にとっては、突如として人が供出されてしまうことから、教室業務や研究を圧迫する側面があり、従来より、現場から体制の不備が指摘してきた。法人化後は、各教室において、個人あたりの業務量が増加し、そうした側面が特に顕著となったことから、各教室の医師の個人的協力が得られにくくなり、平



CT室に導入された16列マルチスライスCT(平成21年10月～)

成21年には、遂に実施困難な状況に陥った。そのため、同年末からは、司法解剖と同様、当教室が県から受託して実施するように制度が変更されている。

4) 法医学教室の教育

法医学教室では医学部4年生に対して講義24コマと実習5コマを行っている。3年生に対しては、セミナー形式の選択授業5コマを担当している。講義においては、従来のように、犯罪死体の鑑定を行う上での法医学的知識を教育するに留まらず、法医学の本来のあるべき姿や、臨床医になった際に知っておくべき法的知識等も習得できるような講義が実施されている。

一方、法曹教育での法医学教育も必要であろうとの考え方から、平成21年度には、千葉大学法経学部3年生に対して1コマ、法科大学院の学生に対しては3コマの講義を実施するようになっている。

5) 教室の研究

当教室では、以前よりHLA型の研究や交通事故をはじめとする損傷についての法医病理学的研究がおこなわれてきた。HLA型の研究は、その後DNA型の研究へと変遷し、現在は、人体に寄生するウイルスや細菌等のDNA検査から、出身地域を推定する方法の開発といった研究テーマに取り組んでいる。また、一般の変死事例のCT検査を日本において最初に実施した教室であることから、画像診断の法医診断の応用といった研究テーマにも取り組んでいる。その他、病態に関する研究については、細胞死等における活性酸素の関与に関する研究もおこなわれている。



教室員集合写真(平成21年教室旅行、千葉県某所にて)

6) 教室員 (平成22年4月現在)

当教室は、若者が多く、活気のある教室である。
現在のところ、教室員は以下のとおりである。

教 授 岩瀬博太郎
講 師 早川 瞳
助 教 佐藤彌生、茂谷久子
特任研究員 矢島大介、武市尚子
技術職員 大塚 桂、小林和博
非常勤技術職員 佐藤かおる、鈴木ひとみ

大土由里子

非常勤事務職員 松本美江
大学院生博士課程 4年 菊地洋介
3年 永澤明佳、咲間彩香
2年 猪口 剛、横野陽介
1年 本村あゆみ
大学院生修士課程 1年 小池梨絵
(いわせ ひろたろう)